



羽の情報便

課税の適正化を図り、税制への信頼を確保する観点から、租税に関する罰則(国税関係)について、以下のように見直しを行いました。

租税罰則(国税関係)の見直し

犯罪類型	改正前(主なもの)	改正後(主なもの)
脱税犯 (不正手段により税を免れる行為)	「5年以下の懲役若しくは500万円以下(情状により脱税額以下)の罰金又は併科」(直接税・消費税の場合)等	「10年以下の懲役若しくは1,000万円以下(情状により脱税額以下)の罰金又は併科」(直接税・消費税の場合)に引き上げる等、法定刑の引上げ(注1)
秩序犯 (申告書の不提出、検査忌避等の行為)	「1年以下の懲役又は20万円以下の罰金」等(直接税・消費税の場合) * 間接税等(消費税を除く)については、基本的に罰金刑のみ	基本的に「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」に揃える等、法定刑の引上げ * 間接税等(消費税を除く)については、新たに「1年以下の懲役刑」を設ける
税務職員の守秘義務違反の罪	「2年以下の懲役又は30万円以下の罰金」(直接税・消費税)	「2年以下の懲役又は100万円以下の罰金」に罰金刑を引上げ守秘義務違反に対する統一的な罰則規定を国税通則法に設けるとともに、 処罰対象範囲を拡大 (注2)

(注1)

このほか、間接税等(消費税・航空機燃料税等を除く)の罰金刑については100万円(改正前50万円)に、源泉所得税不納付犯の罰金刑については200万円(改正前100万円)に引き上げる等の見直しを行いました。

(注2)

直接税・消費税の調査事務で知り得た秘密を漏洩する行為に加え、新たに間接税等(消費税を除く)の調査事務、国税犯則事件の調査事務、国税の徴収事務等で知り得た秘密を漏洩する行為が処罰対象に追加されました。

(注3)

「直接税」とは、所得税、法人税、相続税、贈与税及び地価税をいい、「間接税等」とは、消費税、酒税、たばこ税、たばこ特別税、揮発油税、地方揮発油税、石油ガス税、石油石炭税、航空機燃料税、電源開発促進税及び印紙税をいいます。

これらについては、平成22年6月1日以降にした違反行為について適用されます。



当社の運営サイトのご紹介

- ◆ 経理・会計の情報ポータルサイト
らくらく経理事務! <http://keiri-jimu.srv7.biz>
- ◆ スタッフブログ更新中!
経理請負人の日々 <http://blog.plus-management.jp>
- ◆ 当社の最新情報が満載!
プラスマネジメントホームページ <http://www.plus-management.jp>

「羽の情報便」メルマガ版も以下サイトからお申し込みいただけます。「羽の情報便」で検索してください。
■まぐまぐ! (<http://www.mag2.com/>) ■melma! (<http://melma.com/>)

お客様からのQ & A

中小企業を経営しております。この夏、取引各社にうちわを配ろうと考えていますが、これは交際費ですか？
広告宣伝費で処理できないでしょうか？

カレンダー、手帳、扇子、うちわ、手ぬぐい等の小額の物品を多数の者に配布することを目的とし、主として広告宣伝的効果を意図していれば交際費ではなく広告宣伝費とすることが可能です。
ということは、筆記具やタオル等に社名を入れたような場合も、小額で、かつ、広告宣伝を意図していることになるので、広告宣伝費としても問題ないでしょう。
概ね、単価が三千円以下であれば、広告宣伝費として処理しても大きな問題にはならないといわれています。
例えば取引先のスタッフ等への取引の謝礼は現金だと交際費になりますが、小額物品で渡して目的が販売促進や広告宣伝と見ることができれば広告宣伝費処理も可能となります。でも、金額が三千円以下であってもお土産として渡したり、商品券や旅行券、ビール券、図書券、ゴルフボールを手渡ししてしまうと、販売促進や広告宣伝の意図とは見なされず交際費の処理をしなければなりません。
どのような目的で、誰にいくらの物品を、渡すのか、注意しましょう。



税金まめ知識（第50回）個人所有の建物を売却した時の消費税

会社などの法人が所有していた建物を売却した場合は、すべて消費税の課税対象となりますが、個人の場合は以下ようになります。

個人の場合、売却建物の用途によっては消費税の課税対象にならないケースがあります。

なお、法人は前々期、個人は前々年の課税売上高が1千万円以下の場合は消費税の納税義務が免除されています。

1. 個人が居住用の建物を売却した場合

消費税において課税対象となるのは、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡等とされますので、事業者でない個人が、事業とは関係ない居住用建物を売却した場合は、消費税の課税対象とはなりません。

2. 個人が別荘用の建物を売却した場合

個人が事業とは関係ない別荘を売却しても、消費税の課税対象とはなりません。

3. 個人が賃貸住宅用の建物を売却した場合

その物件が住宅の賃貸用である場合、家賃収入には消費税がかかりません。そのため、その物件を売却しても非課税と思いがちですが、そうではありません。

住宅用に貸付けていた建物は、事業として使用していたものであるため消費税の課税対象になります。

4. 個人が賃貸事務所・店舗・工場用の建物を売却した場合

これらの賃貸収入には消費税が課税されていますので、売却収入が消費税の課税対象になることに違和感がないと思います。

5. まとめ

1) 資産をどういう目的で売却するかは、消費税の課税に関係ありません。

個人の生活用家財を購入するために事業用資産である建物や自動車などを売却しても消費税の課税対象になります。逆に、事業資金を捻出するために個人資産を売却しても消費税の課税対象にはなりません。

2) 売却資産の用途で判定することになります。個人の場合は、その建物を事業として使用していたものだけが課税対象となります。

税務上、この「事業として」とは、対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供が反復、継続、独立して行われることをいうとされています。

8月の税務カレンダー

都道府県および市町村の条例で定める日

個人事業税野納付（第1期分）

個人の都道府県民税および市町村民税の納付（第2期分）

8月10日（水）

7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付



8月31日（水）

6月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞

12月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）

3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞



税金用語のお勉強（1） ～あなたは間違って使ってませんか？～



非課税 と 免税 は同じもの？

非課税も免税も税金の対象から除外されるということでは同じですが、「非課税」は税法上により、何の手続もしなくても必然的に税金がかからないものに対し、「免税」は、申告などの手続を経ることにより、政策的に一定期間、課税の対象から外されるものに使われます。

所得控除 と 税額控除 の違いは何？

どちらも税金が安くなるというイメージは頭に浮かびますが、「所得控除」は、所得金額から必要経費などが差引かれるのに対し、「税額控除」は、最終的に計算された税額から一定額が直接差引かれるものを言います。所得控除の代表的なものには、社会保険料控除、医療費控除、扶養控除、配偶者控除、基礎控除などがあります。税額控除の代表的なものとしては、配当控除や住宅ローン控除などがあります。



ちよつとコーヒープレイク！ 知ってるようで知らないお話。

雑学王のつぶやき (24)

似ているけれど・・・違いは何？



■「規定」と「規程」

「規定」は、法令に関係するもの、その個別の条文一つ一つに使われます。「規程」は、事務手続きとして、また、規則全般を指して使われます。

■「伯父」と「叔父」

「伯父」は、父母の兄および父母の義理の兄を指し、「叔父」は、父母の弟および父母の義理の弟を指します。どちらも父母の兄弟ですが兄か弟によって違います。

■「体制」と「態勢」

「体制」は長期的な内容に、「態勢」は部分的であったり短期的な内容に使われます。販売体制は長期的なもので、キャンペーン態勢は、短期的・部分的なものとなります。

■「慣れる」と「馴れる」

「慣れる」は、何度も繰り返して経験しながら習熟すること。また、「馴れる」は動物が人になつくなどの意味で使われます。



今月のコラム

とうとう八月に突入しました。このところ猛暑も少し緩み、過ごしやすいい日が続いていますが、いかがお過ごしでしょうか。今年は梅雨が早く明けたせいか気になっていたのが、セミが全く鳴いていないことでした。ようやく七月下旬になって一斉に羽化したのか、セミ時雨も聞こえ、いつもの夏の雰囲気になってきました。ネットでも地震の前兆？放射能の影響？といろいろ囁かれていますので一安心です。セミは地表に出てくるまでに六〜八年ほど土の中で成長しますが、出てくる直前の春から梅雨にかけての気温が影響するといふ説があり、今年はその時期、少し気温が低かったのが遅れた理由のようです。しかし・・・関東大震災の夏もセミが鳴かない地区が多くあったという記録があったり、心配したらきりがありませんね。

お盆を控え、これから夏休みを取られるご予定の方も多いと思いますが、当社も土日を含んで八月十二日(金)〜十五日(月)を夏季休業とさせていただきます。二日間の夏季休業日をいただきますが、お客様にご迷惑をお掛けしないよう、事前にご支援体制を強化して参りますので、何卒ご了承の程よろしくお願い申し上げます。



会計経理事務コストを大幅カット！

—記帳作成・決算処理からカウンセリングまで、事業をサポートし、確定申告の負担を解消いたします—

◆記帳代行サービス料金

個人：入会金 10,500円 月額 7,350円～ 決算月 10,500円～

法人：入会金 10,500円～ 月額 15,750円～ 決算月 52,500円～

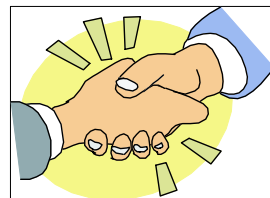
※個人・法人ともに入会金は初年度のみ頂戴いたします。

◆伝票貼付サービス料金

月額 3,150円～

◎ 領収書、レシート等の貼り付け

※ 領収書等を整理・貼付し、ファイルにまとめます。



- ・会社名： プラスマネジメント株式会社
- ・設立： 平成17年7月
- ・資本金： 1000万円
- ・業務内容： 経理・記帳代行業務
経理事務派遣業務
生命保険の募集に関する業務
光熱費削減に関するコンサルティング
- ・住所： 〒110-0016 東京都台東区台東1-33-6
セントオフィス秋葉原8F
- ・連絡先： 電話0120-979-987 / Fax03-5818-3766
info@plus-management.jp
http://www.plus-management.jp

